

平成27年第2回砂川市議会定例会

平成27年6月24日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 2 議案第 5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 2 議案第 5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○出席議員（14名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	増 山 裕 司 君		中 道 博 武 君
	佐々木 政 幸 君		星 洋 一 君
	武 田 真 君		武 田 圭 介 君
	辻 勲 君		北 谷 文 夫 君
	沢 田 広 志 君		小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長 兼 会計管理者	湯 浅 克 己
総務部審議監	熊 崎 一 弘
市民部長	高 橋 豊
経 済 部 長	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
病院事務局長	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	河 原 希 之

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	中 出 利 明
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 伏 清 巳
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐々木 純 人
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 繰越明許費の繰越しについて

○議長 飯澤明彦君 日程第1、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 繰越明許費の繰越しについての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成26年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づきご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、ホームページシステム導入事業は金額679万9,000円、同じく、事業名、地方版総合戦略策定事業は金額600万円、同じく、事業名、スマートインターチェンジ利用促進事業は金額61万6,000円、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、まごころ商品券発行事業は金額2,216万3,000円であり、全額を翌年度に繰り越しするものであります。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育環境整備事業は金額625万9,000円であり、610万6,000円を翌年度に繰り越しするものであります。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、健康管理システム整備事業は金額1,057万1,000円、同じく、事業名、妊娠出産支援事業は金額313万1,000円、7款商工費、1項商工費、事業名、商工業振興対策事業は金額72万4,000円、同じく、事業名、プレミアム商品券発行事業は金額3,379万9,000円、8款土木費、5項住宅費、事業名宮川中央団地屋根・外壁改善事業は金額1億240万円、10款教育費、4項社会教育費、事業名、地域交流センター整備事業は金額221万5,000円であり、全額を翌年度に繰り越しするものであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源は国庫支出金及び地方債であり、それぞれ合わせて繰り越しするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 (登壇) 報告第2号 繰越明許費の繰越しについてご報告を

申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成26年度砂川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に基づきご説明をいたします。

1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、公共下水道整備事業（緊急経済対策分）、金額6,260万円ではありますが、うち6,000万円を翌年度に繰り越すものであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金及び地方債であり、それぞれ合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

◎日程第2 議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第2、議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第5号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようと

するものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては13ページ、議案第5号附属説明資料ナンバー1によりご説明を申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、「市税条例の改正要旨」の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第2条の改正は、用語の定めであり、納付書及び納入書に記載する事項について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に定める法人番号を追加する改正規定であります。

第23条第2項の改正は、市民税の納税義務者等の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第33条第2項の改正は、所得割の課税標準の定めであり、所得税法の一部改正による引用条項の追加に伴う条文整理であります。

第36条の2第8項の改正は、市民税の申告の定めであり、市民税の申告において新たに市内に事務所または事業所を有することとなった法人等に求めることができる申告事項について、番号法に定める法人番号を追加する改正規定であります。

第36条の3の3第4項の改正は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の定めであり、所得税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第51条第2項から第89条第2項までの改正は、法人番号に関する改正規定であり、第51条第2項の改正は市民税の減免の定めであり、市民税の減免申請書に記載する事項について、第63条の2第1項の改正は施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出の定めであり、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税における補正の申出書に記載する事項について、第63条の3第1項、第2項の改正は法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案文の申し出の定めであり、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税における案文の申出書に記載する事項について、第72条第2項の改正は固定資産税の減免の定めであり、固定資産税の減免申請書に記載する事項について、第74条の2第1項の改正は住宅用地の申告の定めであり、住宅用地の申告における申告書に記載する事項について、第74条の3第1項の改正は被災住宅用地の申告の定めであり、被災住宅用地の申告における申告書に記載する事項について、第89条第2項の改正は軽自動車税の減免の定めであり、軽自動車税の減免申請書に記載する事項について、それぞれ番号法に定める個人番号及び法人番号を追加する改正規定であります。

第90条第2項の改正は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の定めであり、身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請書に記載する事項について、番号法に定める個人番号を追加する改正規定であります。

第130条の10の3第2項の改正は、特別土地保有税の減免の定めであり、特別土地保有税の減免申請書に記載する事項について、番号法に定める個人番号及び法人番号を追加する改正規定であります。

第143条第2項、第3項、第4項の改正は、国民健康保険税の課税額の定めであり、基礎課税額の限度額について51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について16万円を17万円に、介護納付金課税額の限度額について14万円を16万円にする改正規定であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、軽減後の課税限度額を第143条の改正同様に基礎課税額について51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額について16万円を17万円に、介護納付金課税額について14万円を16万円にする改正規定及び軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乘じるべき金額について、5割軽減については24万5,000円を26万円に、2割軽減については45万円を47万円に引き上げる改正規定であります。課税限度額につきましては、地方税法施行令の改正により、基礎課税分が1万円、後期高齢者支援金等分が1万円、介護納付金分が2万円、それぞれ引き上げられたため、固定資産税の納税義務者のうち、介護納付金分にも該当する40歳以上64歳までの世帯の課税限度額は現行81万円が85万円となり、それ以外の世帯の課税限度額は現行67万円が69万円となるものであります。この限度額の引き上げにつきましては、経営姿勢が評価される特別調整交付金の交付基準の一つに限度額を国と同額としていることが定められていることから、調整交付金の算定に影響すること、また国民健康保険会計が非常に厳しい財政状況にあることなどから、少しでも財源確保を図り、中間所得層の負担軽減を行うことが必要と考え、法令のとおり引き上げるものであり、影響といたしましては平成27年度予算では年税額で98万6,000円の増となるものであります。また、軽減措置の拡充につきましては、消費者物価の伸び等を考慮し、低所得者の負担軽減を図るものであります。影響といたしましては平成27年度予算では5割軽減、2割軽減として年税額で130万7,000円の減となるものであります。この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては別途地方財政措置により補填されるものであり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないところでもあります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明を申し上げます。17ページの附属説明資料ナンバー2をごらん願います。医療給付費分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は5割軽減、2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明をいたしますが、5割軽減は現行527世帯が改正後556世帯となり、29世帯の増、2割軽減は現行368世帯が改正後378世帯となり、10世帯の増であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は39世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が89万円の増となります。限度額は、現行30世帯、限度額51万円が改正後29

世帯、限度額52万円となります。限度額改正による影響額は、限度額が上がることから、超過額が29万1,000円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分89万円の減、限度額分29万1,000円の増により、差し引き59万9,000円の減、収入見込みで56万9,000円の減となります。

次に、18ページの附属説明資料ナンバー3は、後期高齢者支援金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減、2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明をいたしますが、5割軽減、2割軽減とも影響する対象世帯は医療給付費分と同様ですが、軽減の拡充による影響額は軽減額が28万円の増となります。限度額は、現行42世帯、限度額16万円が改正後37世帯、限度額17万円となります。限度額改正による影響額は、限度額が上がることから、超過額が39万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分28万円の減、限度額分39万円の増により、差し引き11万円の増、収入見込みで10万3,000円の増となります。

次に、19ページの附属説明資料ナンバー4は、介護納付金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減、2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明をいたしますが、5割軽減は現行205世帯が改正後216世帯となり、11世帯の増、2割軽減は現行151世帯が改正後157世帯となり、6世帯の増であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は17世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が13万7,000円の増となります。限度額は、現行18世帯、限度額14万円が改正後13世帯、限度額16万円となります。限度額改正による影響額は、限度額が上がることから、超過額が30万5,000円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分13万7,000円の減、限度額分30万5,000円の増により、差し引き16万8,000円の増、収入見込みで15万8,000円の増となります。

次に、20ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正は限度額が医療分と支援分を合わせて2万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が85万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が125万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため、税額が減となり、所得が550万以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。ここには限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、医療分の限度額の引き上げの影響は給与収入で760万9,000円を超える世帯から影響が生じ、年収773万8,000円を超えると一律1万円の増額となり、支援分の限度額の引き上げの影響は給与収入で695万2,000円を超える世帯から影響が生じ、年収731万9,000円を超

えると一律1万円の増額となるものであります。

同様に、21ページの附属説明資料ナンバー6は、給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正は限度額が医療分、支援分、介護分を合わせて4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が85万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が125万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため、税額が減となり、所得が550万以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階であります。欄中の下の段の介護分の影響は給与収入で708万3,000円を超える世帯から影響が生じ、年収796万7,000円を超えると一律2万円の増額となるものであります。医療分、支援分の影響は、附属説明資料ナンバー5と同様であります。

以上が国民健康保険における限度額の引き上げ、軽減措置の拡充に係る影響の附属説明資料の説明であります。

次に、附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、15ページをごらん願います。中ほどの第162条第2項の改正からご説明をいたします。第162条第2項の改正は、国民健康保険税の減免の定めであり、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書提出期限を納期限前7日から納期限に見直す改正規定であります。

附則第4条第1項の改正は、徴収猶予等に係る延滞金の特例の定めであり、法人税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、固定資産税における課税標準の特例についてその割合を条例で定めることができるものに、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供するもの及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービスつき高齢者向け住宅である一定の貸し家住宅に係るものが追加されたことにより、条文を追加するものであります。なお、現在都市再生特別措置法により都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域として指定されている地域は、大都市が中心であります。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告書に記載する事項について、番号法に定める個人番号及び法人番号を追加する改正規定であります。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例の定めで、紙巻きたばこ3級品のたばこ税について、昭和60年度に廃止されたたばこ専売制のもとで、廃止時に高齢者が3級品を長年愛用していることなどを踏まえ、当分の間の措置として税率の特例が創設されました

が、平成22年度のたばこ税増税後は消費量が上昇しており、一般の紙巻きたばこの税率との整合性や「国産6銘柄だけに適用されている特例税率はWTO協定等の内外無差別の原則に違反している」として外交上是正が求められている状況等により、地方税法の一部改正により廃止されたことにより、条文を削除するものであります。

附則第21条は、都市計画税の法附則第15条第18項の条例で定める割合の定めであり、都市計画税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供するものが追加されたことにより、条文を追加するものであります。

附則第21条の2は、都市計画税の法附則第15条第36項の条例で定める割合の定めであり、附則第21条の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の3、附則第21条の4、附則第21条の5、附則第21条の6、附則第21条の7は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、附則第21条の追加に伴う条の移動であります。

次に、4ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは平成28年1月1日から、第2号に定めるものは平成28年4月1日から施行するものであります。

第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置の定めであります。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き、平成27年度以後から適用するもので、平成26年度分まではなお従前の例によるものであります。

第5条は、市たばこ税に関する経過措置の定めであり、紙巻きたばこ3級品のたばこ税の税率特例廃止に伴う平成28年4月1日から平成31年3月31日までの段階的な税率の引き上げ及び手持ち品課税に係る経過措置であります。

10ページになります。第6条は特別土地保有税に関する経過措置、第7条は都市計画税に関する経過措置、第8条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであります。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き、平成27年度以後から適用するもので、平成26年度分まではなお従前の例によるものであります。

第9条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正の定めであり、平成25年12月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例附則第1条第2号中「加える部分」の次に「及び附則第39条の改正規定中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分」を加えるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 議案第6号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。地方税の減免に係る申請書提出期限の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かひまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第10条は、保険料の減免の定めであり、市税条例の改正にあわせ、同条第2項の現行「納期限前7日」を「納期限」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,925万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億7,900万円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。5ページ、「第2表地方債補正」に記載のとおり、公共事業等債から緊急防災・減災事業債まで、3億1,610万円を補正し、補正後の限度額を13億1,700万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは臨時事業であります。

24ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、職員事務に要する経費の備品購入費24万2,000円の補正は、職員に貸与する職員章に不足が生じることから、購入するものであります。同じく、二重丸、庁舎の整備検討に要する経費51万5,000円の補正は、老朽化が進み、耐震基準を満たしていないなどの課題を抱える市役所庁舎の今後の整備に関し、市民の意見を求めるため庁舎整備検討委員会を設置するものであり、庁舎整備検討委員報償48万4,000円の補正は20名の委員に対する報償費であり、その他の経費3万1,000円の補正は会議開催に係る費用弁償、消耗品であります。

同じく、2目文書広報費で一つ丸、広報業務に要する経費の備品購入費11万2,000円の補正は、取材に用いるデジタルカメラを購入するものであります。同じく、二重丸、

市勢要覧作成に要する経費の印刷製本費245万7,000円の補正は、砂川市の魅力やまちづくりの取り組みなどを発信し、まちのイメージアップを図るため、市勢要覧を作成するものであります。

同じく、5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の修繕料20万円の補正は劣化が進む分庁舎の玄関ポーチのタイルを張りかえるものであり、社会福祉事業振興基金積立金901万5,000円、まちづくり事業基金積立金1,543万2,000円の補正は寄附金を各基金に積み立てるものであります。同じく、一つ丸、庁舎の維持管理に要する経費の備品購入費261万9,000円の補正は、頻繁にふぐあいが発生する除雪機及び会議用の椅子を更新するものであります。同じく、一つ丸、公用車の管理に要する経費の備品購入費1万9,000円の補正は、スマートインターチェンジの利用促進の一環として公用車にETC車載器を取りつけるものであります。

次に、26ページ、同じく、6目企画費で二重丸、出会い創出支援事業に要する経費101万円の補正は、定住、結婚促進、少子化対策のため、独身男女の出会いの場となるイベント等を開催する団体に対し支援を行うものであり、その他の経費1万円の補正は、独身男女の出会いの場の創出や婚活の具体的手法の研究、情報収集などを行い、未婚者への情報提供を実施するため設立する「すながわ出会い創出支援協議会」に係る消耗品等であります。

同じく、8目交通安全推進費で一つ丸、交通安全推進に要する経費の交通安全推進委員会交付金43万4,000円の補正は、交通安全指導員と交通安全推進員の出勤服などの制服を購入するため交付するものであります。同じく、一つ丸、バス待合所の管理に要する経費の工事請負費246万5,000円の補正は、土地所有者からの申し出により撤去する障害者能力開発校バス待合所解体撤去工事、土地所有者からの申し出により撤去いたしました。乗車数が多く、また町内会からの要望もあり、土地所有者から新たな設置場所の同意が得られたことから、改めてバス待合所を設置する石山団地バス待合所設置工事を行うものであります。

同じく、10目市民生活推進費で二重丸、予約型乗合タクシー運行に要する経費2,059万9,000円の補正は、高齢者等の移動手段を確保するため、利便性、効率性、持続性が高い予約型乗合タクシーをジャンボ型車両等を用いて市内のタクシー事業者が市内全域を3エリアに分けて運行するもので、10月1日に運行開始する予定であります。自動車保険料35万6,000円、車両購入費1,272万5,000円、その他の経費として公課費3万9,000円の補正は10人乗りワゴン車3台の購入に係る経費であり、車両用マグネットシート作成委託料22万1,000円の補正は乗合タクシーであることを表示するシートを作成するものであり、予約型乗合タクシー運行事業補助金696万3,000円の補正は運行事業者に対する運行経費の不足分を補助するものであり、地域公共交通会議負担金29万5,000円の補正は運行に係る市民周知、登録受付などに要する

経費を負担するものであります。

同じく、12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費の補正は、番号制度の本稼働に向けたシステムの改修、導入を図るもので、保守点検委託料18万8,000円の補正は、児童扶養手当システムの導入に伴うシステムの保守点検であり、番号制度システム整備委託料45万1,000円の補正は、総合行政システムの国民年金、児童福祉システムを改修するとともに児童扶養手当システムを導入するものであります。

同じく、13目まちづくり推進費で二重丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費の横断幕等修正委託料43万円の補正は、スマートインターチェンジの開通に向けた広報活動を行うため設置している横断幕等について、開通日などに合わせ内容を修正するものであります。

次に、28ページ、同じく、2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費の軽自動車税システム改修委託料72万2,000円の補正は、軽自動車の重課、グリーン化特例に対応するため、システムを改修するものであります。

次に、30ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で一つ丸、福祉センター運営費補助金の施設維持管理補助金38万5,000円の補正は、利用者の利便性の向上を図る1階トイレを洋式化する改修工事、破損が生じている大集会室等のテーブルの更新などを行うものであります。同じく、一つ丸、障害者福祉システムに要する経費の番号制度システム整備委託料25万2,000円の補正は、番号制度に対応するため、障害者福祉システムを改修するものであります。

同じく、5目老人福祉費で一つ丸、在宅老人対策に要する経費の認知症ケアパス作成費92万6,000円の補正は、認知症の人に優しく、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができる地域づくり構築のため、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをあらわした認知症ケアパスを作成し、市内関係機関、各世帯などに配布するものであり、その他の経費3万1,000円の補正は配布に要する郵便料であります。除雪サービス委託料41万3,000円の補正は、おおむね70歳以上の高齢者世帯等で自力で除雪することが困難な世帯に対し生活路の除雪を行うものであり、屋根雪おろし等補助金39万6,000円の補正は、おおむね70歳以上の高齢者世帯等に対し、屋根雪おろし、窓を塞いだ雪の処理などに要した費用について上限を定め、助成するものであります。同じく、一つ丸、老人憩の家の管理に要する経費の補正は、利用者の利便性向上のため、トイレの改修などを行うもので、修繕料51万6,000円の補正は各憩の家で一部洋式化されているトイレの便座を暖房洗浄便座に交換するものであり、石山老人憩の家トイレ改修工事費22万3,000円の補正は全ての和式トイレを洋式化するものであります。

同じく、2項1目児童福祉費で一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費の修繕料60万円の補正は、劣化が進む玄関ポーチのタイルを補修するものであります。同じく、二重丸、子育て支援指定ごみ袋配布事業に要する経費の指定ごみ袋購入費156万

円の補正は、子育て世帯の負担軽減を図るため、ゼロから2歳までの子供のいる世帯に対し、紙おむつなどの処理に使用する燃やせるごみの指定ごみ袋を購入し、配布するものがあります。

次に、32ページ、同じく、3目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費の通信運搬費13万4,000円の補正は、情報の収集、保護者との連絡などのため、ひまわり保育園、空知太保育所にインターネット環境を整備するものであります。同じく、一つ丸、一時保育に要する経費の補正は、対象年齢を2歳児からとしていた一時保育について、子育てに関するアンケートにおいて1歳児でも利用したいとの意見が多く寄せられたことなどから、対象年齢を1歳児から引き下げ、子育て世帯の支援の充実を図るもので、臨時保育士賃金53万8,000円の補正は臨時保育士を1名増員するためのものであり、備品購入費20万8,000円の補正は1歳児用の椅子、テーブルなどを購入するものであります。

同じく、3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費の補正は、生活保護システムの改修を行うものであり、システム改修委託料35万5,000円の補正は生活保護基準の見直しに対応するため、番号制度システム整備委託料243万6,000円の補正は番号制度に対応するため改修するものであります。

次に、34ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生費で一つ丸、保健衛生対策に要する経費の番号制度システム整備委託料155万円の補正は、番号制度に対応するため、健康管理システムを改修するものであります。

同じく、2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費の予防接種委託料280万3,000円の補正は、インフルエンザの重症化を予防するため、中学生までを対象にインフルエンザ予防接種に係る負担軽減を図り、接種しやすい環境とするもので、1人1,000円の自己負担を除いた部分について市が負担するものであります。

同じく、3目母子保健費で一つ丸、妊婦健診に要する経費の健診委託料132万8,000円の補正は、出産まで安心して健診を受診できるよう、妊婦の経済的負担を軽減するため、基準の14回を超えた健診及び基準の6回を超えた超音波検査について市立病院の単価を上限と定め、市が負担するものであります。同じく、二重丸、陣痛タクシーに要する経費の消耗品費18万8,000円の補正は、市内で営業するタクシー事業者の協力を得て、陣痛時に安心して病院まで移送できるよう、タクシー乗務員に対する研修を行うとともに、出産前に自宅、通院先、予定日などをタクシー会社に登録することで優先して配車される仕組みを構築するものであり、移送時に使用する使い捨て防水シート、バスタオル、使い捨てゴム手袋をタクシー事業者に配付するものであります。

同じく、2項1目ごみ処理費で一つ丸、ごみ収集処理に要する経費の備品購入費73万8,000円の補正は、増加している不法投棄対策として投棄者の特定と不法投棄の抑止を図るため、監視カメラを購入し、不法投棄発生地域に設置するものであります。

次に、36ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費の経営体育成支援事業補助金143万1,000円の補正は、地域の将来を担う新規就農者や地域の担い手である農業者が、経営規模の拡大や農産品の加工、流通、販売などの経営の多角化に必要となる農業用機械等の導入に対する支援を、全額北海道の補助を受けて行うものであります。同じく、一つ丸、多面的機能支払事業に要する経費の多面的機能支払交付金事業負担金402万2,000円の減額及び多面的機能支払交付金1,611万1,000円の補正は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に伴い、北海道農地・水保全管理対策協議会を通じ各活動組織へ交付されていたものから、市を通じて交付することに変更になったこと及び組織加入者の増に伴う交付額の増によるものであります。同じく、一つ丸、環境保全型農業直接支払交付金145万3,000円の補正は、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に効果が高い営農活動に取り組む農業者に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援するものであります。

次に、38ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の買い物駐車場内街灯改修工事費125万8,000円の補正は、買い物駐車場の街灯に傾きが生じていることから、安全な利用を図るため、位置を変えて更新するものであります。農商工連携促進補助金10万円の補正は、地域経済の活性化と地域産業の振興に寄与するため、市内の農業者、商工業者間の連携を図り、地元の農産品を活用した新商品を開発する事業者に対し原材料購入費等を助成するものであります。中小企業等振興補助金212万9,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、商店街店舗整備事業として西1条北4丁目の眼鏡店、東1条北2丁目の2件の飲食店に対する空き店舗店内改装費及び空き店舗を賃貸借した5件の小売商業店舗等の開店に対する賃借料について助成するものであります。商店街連合会商品券発行事業補助金200万円の補正は、砂川商店会連合会が主催する「夏のトリプルチャンス抽せん会」及び「ウインターチャンスセール」における商品券の発行事業並びにNPO法人ゆうなどのイベントと連携した割引券チラシの配布による回遊事業に対し助成するものであります。同じく、一つ丸、中心市街地活性化協議会補助金106万2,000円の補正は、中心市街地の活性化のための中心市街地回遊事業、スイートロード事業を円滑に実施するため、引き続き助成するものであります。同じく、一つ丸、地域おこし協力隊に要する経費507万7,000円の補正は、まちなか集客施設の地域おこし協力隊について、商業界の情報発信、市街地回遊イベント及びスイートロード事業などの活動強化を図るため、2名を増員するものであり、地域おこし協力隊員報酬298万8,000円、共済費46万7,000円、建物等借上げ料104万4,000円の補正は7月以降の人件費、住宅の借上げ料であり、費用弁償5万6,000円、消耗品費3万円、その他の経費として会議出席負担金6,000円の補正は隊員の活動に係る経費であり、広告料48万6,000円の補正は平成28年度の隊員を募集するための新聞広告の掲載料であります。同じく、二重丸、スマートインタ

ーチェンジを利用した振興対策に要する経費の補正は、スマートインターチェンジの開設にあわせ、観光情報の提供を図るもので、広告料139万6,000円の補正は情報雑誌への掲載、新聞広告により観光情報のPRを図るものであり、映像制作委託料19万5,000円、施設使用料6,000円、備品購入費17万2,000円の補正はハイウェイオアシス館内にモニターを設置し、新たに制作した砂川のPR映像により市街地への回遊を促すものであります。

同じく、3目観光費で一つ丸、宣伝誘致活動に要する経費のイラストマップ改修委託料20万6,000円の補正は、JR砂川駅前に設置しているイラストマップについて記載内容を改め、更新するものであります。

次に、40ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費1,650万円の補正は、1路線の舗装補修工事、3橋の橋梁の長寿命化修繕工事を行うものであります。同じく、二重丸、雪みち計画策定に要する経費の計画策定業務委託料260万円の補正は、冬期の効率的な歩行者空間の確保を目指すため、歩道除雪や消融雪施設等の整備、住民協力除雪レベルの設定等を含めた計画を策定するものであります。

同じく、3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費2億8,088万円の補正は、13路線の改良舗装及び交通安全施設工事に係る工事費、補償費及び来年度以降に予定している4路線改良舗装工事に係る測量委託料のほか、街路灯設置工事として車両通行の安全を確保するため交差点にLEDの街路灯9灯を設置する工事であります。

次に、42ページ、同じく、3項1目河川費で二重丸、護岸改修事業費380万円の補正は、耕作地脇の護岸が崩れたナエ川の護岸改修工事を行うための調査測量委託料であります。

同じく、4項1目都市計画総務費で一つ丸、都市計画事務に要する経費の都市計画用途地域等変更委託料1,190万2,000円の補正は、都市計画マスタープランに即した周辺環境との調和に配慮した用途地域の見直し及び交通量などに応じた街路網の見直しを図るための基礎調査などを行うものであり、その他の経費20万1,000円の補正は旅費、消耗品費であります。

同じく、2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費の工事請負費560万円の補正は、公園施設長寿命化計画に基づき実施するもので、3公園の遊具、ベンチを交換する公園施設改築工事、3公園の遊具の塗装などをする公園施設長寿命化遊具修繕工事を行うものであります。同じく、二重丸、砂川緑地の復旧に要する経費の旧オアシスゴルフ場原状回復工事費4,331万9,000円の補正は、占用している河川緑地を国に返還するため、施設の撤去を計画的に行うもので、本年度は橋、散水用施設、配水管などの撤去を行うものであります。

次に、44ページ、同じく、5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費の修繕料183万円の補正は三砂ふれあい団地の集中給油システム、エレベーター

を修繕するものであり、北光団地公園環境整備設計委託料335万9,000円の補正は団地内公園の再整備を図るための実施設計であり、東町団地集会所改善工事費1,690万円の補正は共同施設の長寿命化及びバリアフリー化を図るため、屋根のふきかえ、トイレの改修などを行うものであります。同じく、一つ丸、改良住宅の管理に要する経費の工事請負費7,156万円の補正は、長寿命化を図るため、4棟について実施する宮川中央団地排水管改修工事、団地内公園の再整備を図る宮川中央団地公園環境整備工事を引き続き行うものであります。

同じく、2目住宅管理費で二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費の補正は、子育て世帯への支援、移住促進のため制度の充実を図るもので、永く住まいる住宅改修補助金50万円の補正は、この補助金の対象世帯で18歳以下の子供がいる世帯に対し、子育て支援補助金として1世帯当たり対象工事費の5%相当額を10万円を上限に上乗せするものであり、まちなか住まいる等住宅促進補助金では、この補助金の対象世帯について子育て支援補助金700万円の補正として18歳以下の子供がいる世帯に対し、子供1人当たり10万円を上乗せするものであり、新規移住祝金200万円の補正として新規転入者に対し、1世帯20万円分を商品券で交付するものであります。

次に、46ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金967万8,000円の補正は、計画的に実施している消火栓の新設、更新などによるものであります。

同じく、2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費の防災備蓄倉庫建設実施設計委託料280万円の補正は、災害備蓄品の保管建物が浸水想定区域にあり、耐震性にも不安があることから、新たな防災備蓄倉庫の建設のための実施設計を行うものであります。器具借り上げ料101万6,000円の補正は、集中豪雨などの発生時に石狩川等の水位上昇に伴う樋門閉鎖による内水氾濫被害の軽減を図るため、ポンプ等の借り上げを行い、氾濫などにあらかじめ備えるためのものであり、備蓄品購入費74万6,000円の補正は、災害発生時において被災して避難した住民の生命の安全を確保するための食料などのほか、停電時の対応を図ることができる資材を購入するものであります。

次に、48ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の通信運搬費17万円、各小学校校内LAN環境整備委託料387万2,000円の補正は、学校整備に係る寄附がなされたことから各教室などを接続するLANの構築を図るものであり、接続回線の通信料、LAN構築のための整備費などであり、校舎内床ワックス塗布委託料59万5,000円の補正は、児童のけが防止と床の延命化を図るため、空知太小学校の体育館、廊下などの床にワックスを塗るものであります。工事請負費3,752万1,000円の補正は、経年によりふぐあいが発生している制御システムを更新する砂川小学校石油暖房制御システム改修工事、老朽化が著しく使用に支障を来している砂川小学校バックネット改修工事、経年劣化が進んでいる体育館の暗幕を取りかえる豊沼

小学校屋体暗幕改修工事、塗装の劣化により補修が必要となっているプール上屋の補修、塗装を実施する豊沼小学校プール改修工事、児童生徒の利用状況を踏まえ、計画的に洋式化を進める空知太小学校トイレ洋式化改修工事、老朽化が進み、危険となった遊具を新たな遊具にかえる空知太小学校遊具設置工事、受水槽給水ポンプの故障を踏まえ、直圧給水に切りかえる空知太小学校直圧給水切りかえ工事、点検により老朽化が判明した地下ケーブルを交換する北光小学校高圧ケーブル改修工事を行うものであります。

同じく、3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の通信運搬費6万8,000円、各中学校校内LAN環境整備委託料15万9,400円の補正は小学校管理費と同様に各中学校の校内LAN環境を構築するためのものであり、備品購入費18万6,400円の補正は、老朽化が著しく倒壊のおそれのある石山中学校の物置及び経年により故障が多く発生している石山中学校の除雪機、砂川中学校の乗用草刈り機を更新するものであります。

同じく、4項2目公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費の補正は、公民館の耐震改修工事にあわせて設備の改修等を行うもので、LED照明購入費3万7,200円の補正は特別展示室等のスポットライト等をLEDランプに交換するものであり、修繕料7万3,900円の補正は研修室等のブラインドの修繕、研修室の畳の表がえであり、備品購入費4万8,800円の補正は、開設以来使用し、劣化が進んでいる大会議室の移動ステージ、事務室及び会議室等のブラインド、カーテン、調理室のオープンレンジを更新するものであります。同じく、一つ丸、郷土資料室の運営管理に要する経費のLED照明購入費1万2,600円の補正は、郷土資料室のスポットライトをLEDランプに交換するものであります。

次に、50ページ、同じく、5項1目市民スポーツ推進費で一つ丸、体育振興及び指導に要する経費の友好親善都市スポーツ交流事業補助金36万円の補正は、友好親善都市である赤穂市と剣道を通じたスポーツ交流事業を実施するため、助成するものであります。

同じく、2目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費のバスケットゴール購入費8万2,600円の補正は、昨年に引き続き、老朽化が進み、また高さ調整ができず、ミニバスケットボールに対応していない移動式のバスケットゴールを更新するものであります。同じく、一つ丸、海洋センターの管理に要する経費の工事請負費6万8,555円の補正は、劣化により雨漏りも見受けられる体育館の屋根をふきかえる体育館屋根改修工事、天井部分のアスベストを除去し、ロックウール仕上げとする艇庫アスベスト除去工事をB&G財団の助成を受け、行うものであります。同じく、一つ丸、市営野球場の管理に要する経費の修繕料1万6,000円の補正は、風などにより破損し、危険が生じているスコアボード及びカウントボードを修繕するものであります。

同じく、6項1目給食センター費で一つ丸、学校給食の実施に要する経費の修繕料9万7,000円の補正は、衛生管理を図るための厨房の排水管の洗浄及び空調機器の点検整備を行う

ものであり、備品購入費469万5,000円の補正は損耗が激しい副食用の皿及びこの皿を輸送するための食器箱を更新するものであります。

次に、52ページ、12款諸支出金、2項1目国保会計繰出金で一つ丸、国保会計繰出金225万円の補正は、番号制度システム整備について負担するものであります。

同じく、4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金651万円の補正は、電算システム改修、一次予防事業に係る一般会計の負担分のほか、番号制度システム整備について負担するものであります。

同じく、5目後期高齢者医療会計繰出金で一つ丸、後期高齢者医療会計繰出金131万5,000円の補正は、番号制度システム整備について負担するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明を申し上げます。12款分担金及び負担金で260万6,000円の減額は、市内の扶養義務者の有無にかかわらず増額とすることに改めた除雪サービス負担金の補正、保護者の経済的負担の軽減を図るため9月分からの負担金を10%軽減することによる保育所費負担金の減額であります。

14款国庫支出金で5,334万8,000円の補正は、公園施設改築事業、市営住宅等の長寿命化型改善事業、団地公園環境整備事業に係る社会資本整備総合交付金需用費補助金、生活保護システムの改修に係る生活保護適正実施推進事業費補助金、社会保障税番号システム整備に係る社会保障税番号活用推進費補助金であります。

15款道支出金で1,460万3,000円の補正は、多面的機能支払交付金などに係る農業奨励費補助金であります。

17款寄附金で2,944万7,000円の補正は、17ページに記載の寄附金によるものであります。

18款繰入金で3億205万8,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金、ふるさと納税を一時的に積み立てた基金から各事業に充てるまちづくり事業基金繰入金、社会福祉事業振興基金繰入金であります。

20款諸収入で3,630万円の補正は、海洋センターの改修に係る地域海洋センター修繕助成金、総合体育館のバスケットゴール購入に係るスポーツ振興くじ助成金であります。

21款市債で3億1,610万円の補正は、改良住宅等の公園環境整備、長寿命化改善事業などに係る土木債、道路整備事業、海洋センター改修等事業に係る過疎対策事業債、防災備蓄倉庫建設事業、消防水利新設更新事業に係る緊急防災・減災事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、54ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

[何事か呼ぶ者あり]

失礼いたしました。42ページの2目公園管理費の部分で公園施設長寿命化計画に基づき実施する公園施設の改築工事につきまして、4公園の遊具の改修を行うものでありますのを3公園の遊具の改修と言い間違えましたので、こちらの部分については訂正をお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から議案第2号、議案第3号、議案第4号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,855万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しております番号制度システム整備委託料225万円の補正は、番号制度に対応するため、システムを改修するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。8款繰入金で225万円の増は、番号制度に対応するシステム改修に伴う一般会計繰入金の増であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,026万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,018万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しております番号制度システム整備委託料319万5,000円の補正は、番号制度に対応するため、システムを改修するものであり、電算システム改修委託料648万円の補正は、介護保険制度改正のうち、本年8月施行となります。一定以上所得者のサービス利用に係る自己負担割合の2割への引き上げ、同じく一定以上所得者の高額介護サービス費の限度額の引き上げ及び施設入所者に係る食費、居住費の補足給付への資産要件等の追加、また平成28年1月からの実施を予定しております介護予防・日常生活支援総合事業に係るシステム改修であります。

18ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項2目一次予防事業費でアンダ

ーラインを付しております備品購入費58万9,000円の補正は、地域サロン活動のメニューの一つであります介護予防体操において使用する椅子が不足しているため、希望する団体へ無償で貸し出しを行うため、新たに55脚購入するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款国庫支出金で338万7,000円の増は、電算システム改修に係る国庫補助金が主なものであります。

4款支払基金交付金で16万5,000円の増、5款道支出金で7万3,000円の増は、いずれも歳出の地域支援事業費に基づく社会保険診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分によるものであります。

7款繰入金で663万9,000円の増は、電算システム改修に伴う一般会計繰入金の増が主なものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,766万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しております番号制度システム整備委託料131万5,000円の補正は、番号制度に対応するため、システムを改修するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款繰入金で131万5,000円の増は、番号制度に対応するシステム改修に伴う一般会計繰入金の増であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

6月25日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、6月25日は休会することに決定しました。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時07分